

航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令の概要

自治税務局企画課

1 改正理由

航空機燃料譲与税法は、航空機燃料税の13分の2（平成23年から平成25年までの間は9分の2）に相当する額を、空港関係市町村及び空港関係都道府県に対して譲与するものである。

平成24年11月15日に広島西飛行場が、平成25年3月7日に石垣空港が供用廃止となり、航空機燃料譲与税の対象空港から外れること及び平成25年3月7日に新石垣空港が供用開始になったことに伴い、同譲与税額の算定を行う際に必要となる補正区分について所要の改正を行う必要がある。

※航空機燃料譲与税の対象となる空港とは、（1）空港法第4条第1項各号に掲げる空港若しくは（2）同法第5条第1項に規定する地方管理空港又は（3）国内航空に従事する航空機が使用する公共の飛行場として政令で定める飛行場をいい、石垣空港及び新石垣空港は（2）に、広島西飛行場は（3）該当する。

2 改正内容

別表第二（空港の所在による補正）における補正率0.6の欄から「広島西飛行場」を削除し、0.8の欄の「石垣空港」を「新石垣空港」に改める。

別表第四（管理の態様による補正）における補正率5.0の欄から「広島西飛行場」を削除する。

3 施行期日

公布の日

4 適用区分

平成25年度以後の年度分の航空機燃料譲与税から適用。